

(その 163) 知恵を集めて父母の離婚を回避し、娘 3 人で新たな介護スタート

2019.4 発行

12 月年の瀬も押し迫った時、川中島に住むWさんが相談に見えました。Wさん姉妹の母は 30 数年前、離婚して一人娘がいるOさんと再婚しました。現在Oさんは(90 歳)認知が進み始めて年金は2ヶ月で 30 万円弱、母は(85 歳) 15 万円弱、2人とも津田沼の老健施設に入所しているが年金だけでは入所費用は賅えないので、離婚させて母を川崎に引き取り財政的に援助したいという相談でした。

1 月中旬に両方の娘さん3人で話し合いをし認知がより進んでいる父には法定後見人をつけ母にはWさんが任意後見人になる方向で進めて行くことで合意したがこれでいいでしょうかと1月下旬、今後の手続きなど教えてほしいと頼まれました。

所長は老健に入所している父と母の認知度を確かめる必要があるので2月初旬津田沼の老健に行き父母それぞれと面会したところ二人とも十分判断能力があり、母にはWさんが、父には、Mさんが任意後見契約の受任者になり公証役場で契約することにしました。また離婚すれば遺族年金をもらうことができなくなるので籍を入れたまま母を川崎の施設に移し、年金だけで不足する費用は両親が住んでいた津田沼のマンションを賃貸に出して賅えばよいのではと提案しました。

3月中旬に不動産屋と片付け業者と一緒に津田沼のマンションの見積もりに行き賃貸料とリホーム費用を算出して不足分が賅える見通しとなりました。併せて川崎区の日の出のグループホームを見学しWさんはとてもいいところだし母も喜ぶことだろうと、申し込むことで3人娘で相談中です。

Wさんは、このことがきっかけでこれまで疎遠だった3人の娘がよく連絡を取り一緒に話し合うことで仲良くなり、父母の離婚という最悪の事態を想定していましたが、それもなくなりさらにマンションを賃貸にという知恵と見積業者を紹介して頂き、3人の娘だけではとても前に進めなかったことが解決しそうでとても感謝していますと笑顔でお礼に見えました。